

戸籍法の一部を改正する法律の概要

公布日 平成19年5月11日

何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができるという現行の交付制度を、個人情報保護の観点から交付請求できる場合を限定するとともに、本人確認を法制化することにより不正請求や、虚偽の届出の防止を図る。

1. 戸籍謄抄本等の交付関係

(1) 戸籍の謄抄本の交付請求することができる場合を限定

- ① 戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属による請求
- ② 国又は地方公共団体の機関による請求
- ③ 弁護士等による職務上の請求
- ④ ①から③以外の者で、自己の権利行使又は義務履行のため等戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある者による請求

(2) 戸籍謄抄本等を交付する際の本人確認について規定

(3) 代理権限又は使者の権限を明らかにする書面を提供することを規定

2. 戸籍届書の関係

(1) 届書を受理する際の本人確認について規定

認知、縁組、離縁、婚姻、離婚の届出について本人確認を法制化

(2) 死亡届の届出資格者の拡大

死亡の届出は、後見人、保佐人、補助人及び任意後見人もこれを行うことができるとした

3. その他

(1) 制裁の強化

偽りその他不正の手段により、戸籍謄抄本等又は除籍謄本等の交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられる

(2) 施行期日

平成20年5月1日施行